

○文部科学省告示第四百四十四号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十八条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第七十七条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第七十四条第一項の規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について次のように定める。

令和七年十二月二十五日

文部科学大臣 松本 洋平

1 地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件  
大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができる。

一 協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相

当数参加するために必要な措置

二 前号の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

3 前項の規定による届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報  
の提供その他の協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。